

ブロック塀等の安全対策工事費の一部助成を希望される方へ

北区では、近年頻発している大地震の教訓を踏まえ、歩行者に危害が及ぶおそれのあるブロック塀等の安全対策工事を行う方に対して、工事に必要な経費の一部を助成しています。

1. 助成対象となるものは、次のすべてに該当するものです。

- ① 北区内で道路等に面しているもの
- ② 道路又は地表面からの高さが1.0mを超えるもの
- ③ 区の調査等により危険と判断されたもの
- ④ 建物の解体又は新築の工事に合わせて行うものでないもの
- ⑤ 道路に面する全ての塀を対象とするもの

2. 助成対象となる方は、次のすべてに該当する方です。

- ① 上記に規定する対象となるブロック塀の所有者（不動産販売又は貸付を生業とする者を除く）
- ② 住民税を滞納していない方

3. 内容

- ① ブロック塀等除却工事事業
危険なブロック塀等の除却工事に対し助成します。
10,000円/m、上限30万円
20,000円/m、上限50万円（通学路等に面する場合）
- ② ブロック塀改善工事事業
危険なブロック塀の改善（高さを50cm以下に減じる）工事に対し助成します。
6,000円/m、上限20万円
12,000円/m、上限30万円（通学路等に面する場合）
※建築基準法上の道路に越境していないこと。
- ③ ブロック塀等建替え工事事業
新たなフェンスなどによる塀の建替え工事に対し助成します。
23,000円/m、上限60万円
40,000円/m、上限95万円（通学路等に面する場合）
※新設するフェンス等は、建築基準法上の道路内に設置しないこと。
※フェンス等の危険性の低いものとし、高さ2.0m以下とすること。
※塀の建築確認済証の交付を受けること。

4. 事前相談

助成申請の前に、対象となるか等の確認のため事前相談をしてください。

5. 申請について

裏面の手続きの流れをご覧ください。

なお、助成金の委任払い※を希望される場合は、事前にご相談ください。

※助成金の委任払いとは、申請者が指定した工事業者が助成金を直接受け取る制度です。

6. 対象承認申請期間

対象承認申請の受付期間は4月1日から12月28日（土日祝日の場合はその前日）までです。

なお、対象承認を受けた日から当該対象承認を受けた日の属する年度の1月31日までに工事を完了させ、交付申請を行う必要があります。

※お問い合わせ先

東京都北区 都市整備部 建築課 構造・耐震化促進係

TEL 03-3908-1240（直通）

裏面もあります。

北区ブロック塀等安全対策支援事業の流れ

